

広島県告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年十二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市東城町受原字大谷山二三六の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため